

台風・津波災害防止要綱 (別表2)

津波

平成28年3月17日

区分	発動時期	津波来襲までの時間的余裕	港内着岸船舶			錨泊船舶	航行船舶	
			大型船・中型船		小型船		大型船 中型船	小型船 (プレジャーボート・小型漁船)
			危険物積載船	一般船舶 (荷役作業船含む)	プレジャーボート・小型漁船			
注意喚起	潮位変動等に関する注意喚起がなされた場合		地震、津波情報を収集し関係先との連絡体制を確保する。					
第1体制	津波注意報 (0.2m以上、1m以下)		荷役・作業中止 係留強化又は離岸、離棧して安全な海域に避難	荷役・作業中止 係留強化又は離岸、離棧して安全な海域に避難	陸揚げ固縛又は係留強化等流出防止措置	情報注意(場合によっては、港外退避、機関使用)	港外退避	陸揚げ固縛、係留強化又は安全な海域に避難
第2体制	津波警報 (1m超、3m以下)	なし	原則、港外退避	係留強化又は離岸、離棧して安全な海域に避難	安全な場所への避難	機関使用	港外退避	陸揚げ固縛、係留強化又は安全な海域に避難
		あり	港外退避	離岸、離棧して安全な海域に避難	陸揚げ固縛又は安全な海域に避難(場合によっては港外退避)	港外退避		陸揚げ固縛、係留強化又は安全な海域に避難
	第2体制が発動された場合、各所にて係留及び管理する船舶の避難対応について港長あて報告すること。							
	大津波警報 (3m超)	なし	原則、港外退避	陸上避難	安全な場所への避難	機関使用	港外退避	陸揚げ固縛、係留強化又は安全な海域に避難
あり		港外退避	港外退避	陸揚げ固縛又は安全な海域に避難(場合によっては港外退避)	港外退避	陸揚げ固縛、係留強化又は安全な海域に避難		
第2体制が発動された場合、各所にて係留及び管理する船舶の避難対応について港長あて報告すること。								

発動については気象庁の発表をもって自動発動とし、委員会事務局からFAX・メール等にて順次通知致します。

<p>・津波来襲までの時間的余裕</p> <p>あり： 津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態におくまで)がある。</p> <p>なし： 津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態におくまで)がない。</p> <p>時間的余裕の判断が出来ない場合は「なし」の区分に当てはめて対応すること。</p> <p>・小型船： プレジャーボート・漁船のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶(造船所での陸揚げは含まない)。</p> <p>・大型船： 水先人又はタグボート等の補助を必要とする程度の船舶</p> <p>・陸上避難： 船舶での避難は高い危険性が予想されるため、乗員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止措置をとる。</p> <p>・港外退避： 港外の水深は深く、十分広い海域、沖合いに避難すること。</p> <p>・陸揚げ固縛： プレジャーボート・漁船等の小型船を陸揚げして、津波等により海上に流出しないように固縛すること。</p> <p>・機関使用： 錨泊した状態で機関を起動し、必要に応じて使用することにより津波に対応すること。</p> <p>・解除： 津波注意報等が解除され、坂出港及びその周辺海域に被害のおそれなくなったとき。</p>
--